

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
技術援助		FS-Z000007	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成28年2月1日
		変 更	平成 年 月 日
		作成部隊等名	富士学校管理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する技術援助について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

2 技術援助に関する要求

2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容

技術援助対象装備品等名、実施場所、期間、人員及び作業内容は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 技術援助の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の支持を受け、技術援助を実施するものとする。

2.3 技術援助の内容

技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) 技術指導

1) 操作、点検、試験、計測及び故障探求・修理の技術指導

2) その他の技術的事項に関する指導

b) 技術支援

1) 操作、点検、試験、計測及び故障探求・修理の技術支援

2) その他の技術的事項に関する支援

2.4 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.5 技術援助提供者の資格

技術援助対象者（以下、“派遣員”という。）派遣員の資格は、対象装備品等に関する技術援助を実施するために必要な専門的スキルを有するものとする。

2.6 作業記録等

- a) 契約の相手方は、作業記録（役務完了調書）により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、対象装備品等に故障が発生した場合、交渉状況報告書により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 その他

修理を実施した部位・部品について、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 かし条項の適否

契約の相手方は、かし条項に該当する場合は、契約担当官等に申し出るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓令等に基づき許可を受けて立入るものとする。また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓練等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.3 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。なお、契約の相手方が技術援助のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては、当該駐屯地の定めるところによる。

4.4 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	作業記録表（役務完了調書）	a)	a)	各日の作業終了後速やかに	—
2	故障状況報告書			必要の都度	—

注^{a)} 部数及び提出先については、調達要領指定書によって指定する。

4.5 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求書番号	4KSE1A22002
	調達要求年月日	令和6年4月22日
	作成部隊	富士学校普通科部
	作成年月日	令和6年4月22日
品名	役務（実動検証に関する技術援助）	
仕様書番号	FS-Z000007（技術援助）	

指定事項：

2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容（技術援助）

対象装備品、実施場所、期間、人員は表1、作業内容（技術援助）は表2及び要求性能を表3に示す。

表1

対象装備品	蒼天又は、その同等品による。
実施場所	富士駐屯地、東富士演習場、滝ヶ原廠舎
期間	1 普特機協同演習における技術援助のための事前準備（調整等） 令和6年6月10日（月）～6月15日（土）の内、1日間 2 普特機協同演習への技術援助（実動、データ収集及び編集） 令和6年6月17日（月）～21日（金）（3日間）
人員	UAV運用者10名（1機につき1名）

表2

普特機協同演習における技術援助のための事前準備及び現地における技術援助			
番号	作業名	数量	細部内容等
1	UAVの飛行	1式	官の指示に従い、蒼天又はその同等品10機の飛行及びデータ収集を実施
2	UAV飛行データの編集	1式	官の指示に従い、蒼天又はその同等品10機の飛行収集データの編集を実施（DVD、PCに提供）

表 3

蒼天又はその同等品の要求性能	
番号	内 容
1	機体重量1.7Kg、縦637mm、横560mm
2	行動半径 約4Km以上
3	在空時間 25分以上
4	航続距離 22Km以上
5	昼間及び夜間の警戒・監視ができること
6	探知及び識別した人員、車両等の画像データ等を制御装置に迅速に伝送できること
7	最高飛行高度が対地150m以上であること
8	垂直離着陸ができること
9	制御装置による飛行経路の入力、偵察及び監視位置、撮影要領等の飛行計画の事前入力により、電波通達範囲内においてプログラムによる誘導飛行ができること
10	制御装置と無人機本体の間の通信途絶、バッテリー残量の低下等の状況が生じた場合に無人機本体が自動的に帰投すること
11	対風性が10m/s以上、対気温性が0℃～40℃及び防水性がIP43以上であること（雨天時において飛行可能であること。）

4.4 提出書類

提出書類は表4による。

表4-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	役務完了調書	3	検査官等	役務完了後ただちに
2	作業記録表	3	検査官等	各日の作業終了後 ただちに
3	故障状況報告書	3	検査官等	必要の都度

4.5 その他の必要事項

- a) 本役務に必要な器材、消耗品（燃料含む）及び工具等は契約相手方が準備する。
- b) 役務作業時間は、昼間0800～1700（1200～1300を除く）を基本とするも、細部については、官側との相互調整による。（状況により、夜間作業を依頼する場合あり。）